

第29回世界遺産委員会における知床の審査結果について(概要)

1. 審査結果の概要

- 7月10日より南アフリカ共和国のダーバンで開催されている第29回世界遺産委員会において、我が国から世界自然遺産として推薦していた「知床」の審査が行われ、現地時間 7月14日(木) 11:30(日本時間 7月14日(木) 18:30)に世界遺産一覧表への記載が決定した。
- 審査の結果採択された決議は以下のとおり。なお、決議は世界遺産委員会最終日の7月17日に最終的に決定された。

2. 決議

(1) 登録の可否について

「知床」を世界遺産一覧表に「登録」することが決議された。

(2) 該当するクライテリア

該当するクライテリア(登録基準)は、以下のとおりとされた。

○ クライテリア(ii)「生態系」
・ 知床は北半球で最も低緯度に位置する季節海氷域であり、季節海氷の形成による影響を大きく受け、特異な生態系の生産性が見られるとともに、海洋生態系と陸上生態系の相互関係の顕著な見本である。
○ クライテリア(iv)「生物多様性」
・ 知床は多くの海洋性及び陸上性の種にとって特に重要であり、これらの中にはシマフクロウ、シレットコスミシなど多くの希少種が含まれている。
・ 知床は多くのサケ科魚類、トドや鯨類などの海棲哺乳類にとって世界的に重要である。
・ 知床は世界的に希少な海鳥類の生息地として重要であるとともに、渡り鳥類にとって世界的に重要な地域である。

※ なお、我が国から提案していた「自然景観」は、登録基準に合致しないとされた。

(3) その他の勧告

上記に加え、次のような措置について勧告がなされた。

①	遺産地域の海域部分の境界線を海岸線1kmから3kmに拡張するための手続が法的に確定した段階で、地図等を世界遺産センターに送付すること。
②	登録後2年以内に、海域管理計画の履行の進捗状況と遺産地域の海洋資源の保全効果について評価するための調査団を招くこと。
③	2008年までに完成させる海域管理計画の策定を急ぐこと。その中では海域保全の強化方策と海域部分の拡張の可能性を明らかにすること。
④	サケ科魚類へのダムによる影響とその対策に関する戦略を明らかにしたサケ科魚類管理計画を策定すること。
⑤	評価書に示されたその他の課題(観光客の管理や科学的調査などを含む)についても対応すること。

(2) その他

推薦書の準備に際しての公衆参加や、極めて優れた推薦文書の準備、保全管理の強化を求めたUCNの勧告への効率的な対応などの過程について高い評価を受けた。

第29回世界遺産委員会決議
Decision 29 COM 8B.6

The World Heritage Committee,

*1. Having examined Documents
WHC-05/29.COM/8B,
WHC-05/29.COM/8B.Add2,
WHC-05/29.COM/INF.8B.2,*

*2. Inscribes **Shiretoko, Japan**, on the World Heritage List on the basis of natural criteria (ii) and (iv):*

***Criterion (ii):** Shiretoko provides an outstanding example of the interaction of marine and terrestrial ecosystems as well as extraordinary ecosystem productivity, largely influenced by the formation of seasonal sea ice at the lowest latitude in the northern hemisphere.*

***Criterion (iv):** Shiretoko has particular importance for a number of marine and terrestrial species. These include a number of endangered and endemic species, such as the Blackiston's Fish owl and the plant species *Viola kitamiana*. The site is globally important for a number of salmonid species and for a number of marine mammals, including the Steller's sea lion and a number of cetacean species. The site has significance as a habitat for globally threatened sea birds and is a globally important area for migratory birds.*

3. Notes that the State Party has agreed to extend the Marine Boundary of the property from 1km to 3 km off the coastline, and that such extension is "de facto" in place awaiting legal designation by the end of 2005;

4. Requests the State Party to:

a) expedite development of a Marine Management Plan, to be completed by 2008,

to clearly identify measures for strengthening marine protection and the possibilities of extending the boundaries of the marine component of the property;

b) send a map and details of the final boundaries of the property, as well as a copy of the law supporting them, to the World Heritage Centre once they have been confirmed in law;

c) develop a Salmonid Management Plan to identify impacts of dams and strategies to address this impact; and

d) address other management issues included in the evaluation report, in particular in relation to tourism management and scientific research;

5. Encourages the State Party to invite a mission to the property in 2 years from its inscription to assess progress with the implementation of the marine Management Plan and its effectiveness in protecting the marine resources of the property;

6. Congratulates the State Party for the commendable process for public consultation involved in the preparation of this nomination Documents; the preparation of an excellent nomination dossier and for effectively addressing IUCN recommendations to enhance the conservation and management of this property.

(環境省仮訳)

世界遺産委員会は、

1. WHC-05/29.COM/8B、WHC-05/29.COM/8B.Add2 及び WHC-05/29.COM/INF.8B.2 の書類を審査し、
2. 日本の知床を自然遺産のクライテリア(ii)及び(iv)に基づき、世界遺産一覧表に記載する。

クライテリア(ii):

知床は北半球で最も低緯度に位置する季節海氷域であり、季節海氷の形成による影響を大きく受け、特異な生態系の生産性が見られるとともに、海洋生態系と陸上生態系の相互関係の顕著な見本である。

クライテリア(iv)

知床は多くの海洋性及び陸上性の種にとって特に重要である。これらの中にはシマフクロウ、シトコスミレなどの多くの希少種を含んでいる。本地域は多くのサケ科魚類にとって世界的に重要であるとともに、トドや多く鯨類を含む海棲哺乳類にとっても世界的に重要である。本地域は世界的に希少な海鳥類の生息地として重要であるとともに、渡り鳥類にとって世界的に重要な地域である。

3. 推薦国が遺産地域の海域部分の境界線を海岸線1kmから3kmに拡張することに同意しており、この拡張は“事実上”2005 年末までに行われる法律に基づく指定を待っている状況にあることに留意する。
4. 推薦国に対して以下を要請する。
 - (a) 2008 年までに完成させる海域管理計画の策定を急ぐこと。その中では海域保全の強化方策と遺産地域における海域部分の境界線の拡張の可能性を明らかにすること。
 - (b) 最終的な境界が法的に確定した段階で、遺産地域の最終的な境界線に関する地図と詳細を、根拠となる法律の写しとともに世界遺産センターに送付すること。
 - (c) サケ科魚類へのダムによる影響とその対策に関する戦略を明らかにしたサケ科魚類管理計画を策定すること。
 - (d) 評価書に示されたその他の課題、特に観光客の管理や科学的調査について対応すること。
5. 登録後2年以内に、海域管理計画の履行の進捗状況と遺産地域の海洋資源の保全効果について評価するための調査団を招くことを推薦国に奨励する。
6. 推薦書の準備に際しての公衆参加や、極めて優れた推薦文書の準備、保全管理の強化を求めたIUCNの勧告への効率的な対応など、推奨されるべき過程について、推薦国を高く評価する。